## 五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条 第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年10月6日

五泉市監査委員 柄沢則夫 佐藤 渉

- 監査の種類 定期監査
- 2. 措置を講じた対象課 村松こども園
- 監査の期間
  令和2年7月21日~令和2年9月28日
- 4. 監査の結果及び講じた措置内容

## 監査の結果(指摘事項) 措置内容 五泉市公印規程第5条では公印の 直ちに必要書類を作成し、村松こど 登録と廃止、また同第8条では告示 も園分については登録・告示、旧村松 について規定されているが、令和2 第1保育園分については廃止・告示の届 出を行いました。今後は適正な事務処 年4月に開設された村松こども園、 また同園に統合された旧村松第1保 理に努めてまいります。 育園の園印及び園長印について、そ のいずれの事務処理もなされていな い。同規程に基づく適正な事務処理 をされたい。